

昭和二十五年十二月一日提出
質問第一四〇号

固定資産税の徴収に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十二月一日

提出者 風早八十二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

固定資産税の徴収に関する質問主意書

地方税法において、固定資産税に対して異議申立をする権利が與えられているが、自治体当局は「九〇〇倍の倍数、一・六％の税率は法律できまつており、賃貸価格は八月一日から廃止されているから」という理由によつて異議申立を受け付けていないところがある。

これは、納税者の正当な権利を無視するものであると思うが如何。

政府は、固定資産税の異議申立権についてどのように考えるのか。

右質問する。